該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該法人」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第十五項」を「第十二項」に、「第十六項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第二十二項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「第十九項」を「第十五項」に、「第二十項」を「前項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第九項」に、「第十五項及び第十九項」を「第十二項及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十四項中「第三百十二条第三項第三号」を「第三百十二条第三項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「若しくは第百四条第一項」及び「、第百二条第一項若しくは第百三条第一項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「第五項、第二十四項及び第二十八項」を「第十九項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「第五項、第二十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、「、第五項（同法第百二条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第三十六項」を「第三十一項」に、「第三十七項又は第四十項」を「第三十二項又は第三十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第三十三項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十五項中「第二十九項」を「第二十四項」に、「第三十二項」を「第二十七項」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十三項」を「第二十八項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第三十八項」を「第三十三項」に、「第四十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十七項中「が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の」を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める」に、「第四十項」を「第三十五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

四　普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

第三百二十一条の八第三十七項を同条第三十二項とし、同条第三十八項中「第四十項」を「第三十五項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第三十九項を同条第三十四項とし、同条第四十項を同条第三十五項とし、同条第四十一項中「第三十一項又は第三十二項」を「第二十六項又は第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項を同条第三十七項とし、同条第四十三項から第四十五項までを五項ずつ繰り上げる。

第三百二十一条の八の二中「、第五項又は第二十七項」を「又は第二十二項」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第三百二十一条の十一第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中「第三百二十一条の八第五項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散の日の属する事業年度又は連結事業年度。以下本項」を「以下この項」に改める。

第三百二十四条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第三百二十五条に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。